

母が訪問販売で灯油タンクの洗浄契約、解約したい！

事例

昼間、高齢の母が訪問販売で「灯油タンクの洗浄をします」と言われ契約書にサインした。80代の母は認知症で昼間の契約について覚えていないが、契約書はある。先ほど、事業者から電話がきて「8,800円を貰ってない、今から取りに行く。」と自宅近くに来ているようだ。地元業者に確認したら、同じ作業だと5,500円で行えると聞いた。断りたい、対処法を教えてください。（50代女性）



アドバイス

- 最近ご高齢の方に、言葉巧みに勧誘し契約しています。また、クーリング・オフの説明が無いようです。
- 不安をおおったり、急がせて契約させる悪質な事業者もいますので、すぐに契約しないようにしましょう。
- 信頼できる地元の事業者や家族に相談してから、慎重に契約をしましょう。
- 契約後であっても、契約書を受取ってから8日間以内であればクーリング・オフ(契約解除)ができます。
- 強引な勧誘だった、地元業者が来たと勘違いして契約した等、お困りの方は消費生活センターにご相談下さい。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

